



内閣府

プレスリリース

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 27 年 6 月 25 日
内閣府消費者委員会事務局

平成 22 年 2 月 5 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 27 年 4 月 7 日の第 25 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、本日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第 25 回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート
2. 上記品目については、平成 27 年 6 月 25 日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成 27 年 6 月 25 日付けで答申を行った品目

参 考：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島・中西

電 話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989

(1)平成22年2月5日付消食表第28号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	麒麟 午後の紅茶 ヘルシーストレート	麒麟ビバレッジ株式会社	本品は、「高分子紅茶ポリフェノール」の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするため、血中中性脂肪が高めの方で、脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活改善に役立ちます。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。



府消委第169号

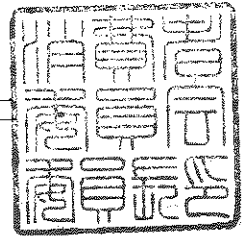
平成27年6月25日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成22年2月5日付消食表第28号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成22年2月5日付消食表第28号をもって諮問された「麒麟 午後の紅茶 ヘルシーストレート」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

(1)平成22年2月5日付消食表第28号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	麒麟 午後の紅茶 ヘルシーストレート	麒麟ビバレッジ株式会社	本品は、「高分子紅茶ポリフェノール」の働きにより、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするため、血中中性脂肪が高めの方で、脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活改善に役立ちます。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。